

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 6 月 5 日付けで提起のあった本件審査請求について、次のとおり裁決します。

(1) 主文

本件審査請求を却下する。

(2) 事案の概要

- 1 おいらせ町の執行機関の附属機関として設置しているおいらせ町行政経営推進委員会（以下「行政経営推進委員会」という。）は、令和 2 年 3 月 1 8 日付けで「おいらせ町行政経営推進委員会の開催予定について」の事務連絡文書を各委員へ送付した。
- 2 行政経営推進委員会委員である審査請求人は、令和 2 年 3 月 1 8 日付け事務連絡文書を 3 月 1 9 日に受領し、令和 2 年度の事務事業評価について、新たな附属機関「おいらせ町事務事業外部評価委員会」が評価することになったことを知った。
- 3 審査請求人は、令和元年度は行政経営推進委員会で行った事務事業評価が、令和 2 年度は新たな附属機関で行うことになったことを処分であるとし、これを不服として、審査庁であるおいらせ町長に対し、審査請求をした。

(3) 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

行政経営推進委員会は、各条例等に照らし法的にも、町行政経営計画にも、何らの瑕疵もなく存立する、遵法・正当な附属機関である。

行政経営推進委員会の所掌は、「行政経営の推進に必要な事項の調査、検討をすること」とされており、具体的には町行政経営計画等において「事務事業の評価」が主要な任務であることは明らかである。

行政経営推進委員会は、おいらせ町自治基本条例第34条の行政監視を担う第三者による附属機関である。

かような特性・所掌を有する正当な行政経営推進委員会が、「事務事業の評価」を引き続き行うことを、理由・根拠も一切示さず、委員の任期途中で突然に阻止する処分（行政経営推進委員会の主要な所掌事項である「事務事業の評価」を停止したことは、一方的でかつ不適正・不当で違法な処分であり、行政推進委員会（審査請求人を含む）が、その主たる所掌である「事務事業の評価」をする権利が侵害・毀損される。

以上から、行政経営推進委員会が引き続き「事務事業の評価」を実施することを求める。

#### (4) 理由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく処分についての審査請求は、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。また、ここでいう「処分」とは、法第1条第2項において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又は、その範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである。（最高裁判所昭和30年2月24日第一小法廷判決及び昭和39年10月29日第一小法廷判決）

これを本件についてみると、本件における行政経営推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項及びおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、執行機関である町長の附属機関として設置している。附属機関とは、執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものである。また、行

政経営推進委員会の所掌事項は「行政経営の推進に必要な事項の調査、検討をすること」と条例に規定されており、本件の「事務事業の評価」については、行政経営推進委員会の所掌事項として条例には規定されていない。

審査請求人は、本件の行為を処分であると主張しているが、この行為は行政庁の行為であっても法令を根拠とする優位的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使ではない。よって、これによって何ら法律上の効果を及ぼすものではないことから、本件の行為は行政不服申立ての対象となるべき処分には当たらないものである。

2 本件の「事務事業の評価」については、令和2年度から「事務事業の評価」を本格実施するにあたり、執行機関である町長が、町自治基本条例第30条第2項に基づき、町民からの意見を取り入れることにより、客観性及び透明性を確保することを目的に、附属機関「おいらせ町事務事業外部評価委員会」を設置するため、令和2年第1回おいらせ町議会定例会へ上程し、議決を経て設置している。よって、審査請求人が主張する「一方的でかつ不適正・不当で違法」には当たらないものである。なお、附属機関「おいらせ町事務事業外部評価委員会」の設置に関しては、議会の議決によるものであり、法第7条第1項第1号の規定により、審査請求の適用除外である。

3 審査請求人は、行政経営推進委員会は町自治基本条例第34条の行政監視を担う第三者による附属機関であると主張しているが、行政経営推進委員会は、行政監視を目的として設置された附属機関ではなく、「行政経営の推進に必要な事項の調査、検討をすること」を所掌事項とする附属機関である。

4 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月21日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告（おいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。